

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中170日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

5 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、A及びBと共謀の上、

第1 Cを保険契約者兼被保険者としてD株式会社との間で締結した青森県つがる市a所在の家屋（木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、床面積213.24平方メートル）を対象不動産とする甲契約に基づき、損害保険金等の名目で同社から現金をだまし取ろうと考え、真実はA及びBが共謀の上、前記家屋に放火して同家屋を全焼させたものであり、損害保険金等の支払を受けられる場合でないのに、その事実を秘し、あたかも原因不明の出火によるものであるかのように装い、令和6年1月5日頃から同月7日頃までの間に、被告人が、神奈川県内又はその周辺において、E株式会社F郵便局私書箱b号D株式会社損害サービスセンター宛てに、情を知らない前記Cに署名等をさせた保険金請求書を郵送し、同月11日頃、これを同所に到着させるなどして前記契約に基づく損害保険金等の支払を請求し、同社火災・新種個人保険損害サービス部エグゼクティブ・クレームズ・アジャスターGに、同請求が正当な保険金請求である旨誤信させて残存物取片付費用等の支払を決定させ、よって、同年3月6日、同社から被告人が管理する株式会社H銀行I支店に開設された前記C名義の普通預金口座に現金500万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた

第2 Jを共済契約者兼被共済者としてK組合との間で締結した岡山県久米郡c町所在の家屋（木造瓦葺2階建、床面積合計277.07平方メートル）を対象不動産とする建物更生共済契約に基づき、共済金等の名目で現金をだまし取ろうと考え、真実はA及びBが共謀の上、前記家屋に放火して同家屋等を全焼さ

せたものであり、共済金等の支払を受けられる場合でないのに、その事実を秘し、あたかも原因不明の出火によるものであるかのように装い、令和6年5月13日頃、情を知らない前記Jをして、東京都内又はその周辺において、前記組合と連帯して共済契約上の責任を負うL組合連合会のM県本部業務部査定グループ宛てに建物共済金等支払請求書等を郵送させ、同月16日、これらを同グループに到着させて、前記建物更生共済契約に基づく共済金等の支払を請求し、同連合会M県本部業務部部長Nらに同請求が正当な共済金等の請求である旨誤信させて同連合会から共済金等の支払を受けようとしたが、同人らが同家屋等の出火原因に不審を抱き、これに応じなかったため、その目的を遂げなかった

ものである。

(法令の適用)

以下、令和4年法律第68号を「整理法」、整理法441条1項により令和4年法律第67号2条による改正前の刑法を「旧刑法」という。

罰条

第1の所為 刑法60条、旧刑法246条1項

第2の所為 刑法60条、250条、旧刑法246条1項

併合罪の処理

旧刑法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、刑法10条（ただし、同条1項は旧刑法）により犯情の重い判示第1の罪の刑に法定の加重をする。

未決勾留日数の算入 刑法21条

刑の全部執行猶予 整理法447条、刑法25条1項

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

1 本件は、被告人らが、50万円や65万円と安価に購入した古民家に、それぞれ4000万円もの多額の保険等を掛けた上、これらを故意に焼失させた事実を秘

して保険金等を請求して多額の現金を手に入れようとした保険金詐欺及び詐欺未遂の事案であり、保険金詐欺の中でも、家屋の火災という手法を用いた悪質性の高い犯罪である。被告人らは、犯行発覚と自分たちへの追及を免れるために、各物件の偽の購入者兼保険等契約者を用意し、人を住まわせて物件利用を偽装したほか、疑
5 われないように虚偽の事実を交えて保険調査に応じるなどしており、計画的で狡猾である。判示いずれの事案も、故意による家屋焼失が疑われ、保険金等の全額支払いにまでは至っていないが、判示第1の犯行においては、残存物取片付費用等の範囲で500万円もの現金がだましとられており、被害結果は重大である。

2 本件各犯行において、被告人は、共犯者Aの指示を受け、購入する古民家を探
10 し出し、偽の購入者兼保険等契約者を用意して、実態と異なる売買契約や保険等契約をさせ、物件焼失後には保険金等の請求手続を行い、被告人が管理する名義人の口座に振り込まれた保険金を共犯者Aの指定する口座に送金する等、保険等関係の実務面を担っており、各犯行に不可欠な役割を果たしている。

Aからは、購入した古民家をリフォームして転売するビジネスであるなどと伝え
15 られており、被告人が保険金詐欺の可能性に気づいたのは、青森の物件で火災が発生したことを知った時点であるとの供述を前提としても、被告人は、共犯者Aから損失の補填を求められることなどをおそれて漫然と虚偽の事実を交えて保険金等請求の実務を担い、判示第1の犯行では、手間賃として40万円の現金を受け取って利得を得たのであり、その意思決定は強い非難に値する。

3 もっとも、判示第1の事案に関しては、被害会社との間で、被告人らが詐取した金額と同額である500万円を支払って示談が成立しており、この点は財産犯である本件の量刑において十分斟酌することができる。そして、被告人が本件共犯者らとの間では、必ずしも計画の全貌を告げられず、従属的立場に過ぎないことや、被告人が反省の態度を示し、被告人の父が情状証人として出廷し、被告人の監督を
25 誓約していること、被告人に前科がないことなども考慮すると、被告人に対しては、主文の刑を量定した上で、社会内で更生する機会を与えるのが相当であると判断し

た。

(求刑・懲役3年6月)

令和8年3月11日

岡山地方裁判所第1刑事部

5

裁判長裁判官 本 村 暁 宏

裁判官 石 黒 史 岳

10

裁判官 吉 村 俊 昭